



既指定地域の評価等に関する主な論点

- 評価に当たって、手続きや体制をどのように定めることが適切か。
- 評価に当たって、透明性、客観性を担保するため、評価の対象、項目、基準等を、どのように定めることが適切か。
- 評価に当たって、関係地方公共団体等の意向や取組状況を十分考慮するしくみが求められるのではないか。
- 地域の見直しに当たって、地域指定を要件とした都市再生特区や都市再生安全確保計画等、特例の措置の扱いについて整理が必要ではないか。

評価等の検討に当たって考慮すべき事項

1. 社会経済情勢の変化を踏まえた上での指定基準への適合性
 - 都市再生緊急整備地域に指定してから一定期間(例えば10年)が経過しているか
40地域が10年以上経過
 - 地域整備方針に基づいて実施される都市開発事業の状況
 - ・実施中の都市開発事業があるか
 - ・今後実施予定の都市開発事業はあるか
 - 地域整備方針に基づいて実施される公共施設の整備の状況
 - ・実施中の公共施設整備があるか
 - ・今後実施予定の公共施設整備はあるか
 - 地域指定による都市再生の効果
 - ・地域指定によりどのような都市再生の効果があつたか
 - ・今後どのような都市再生の効果を期待するか
2. 関係地方公共団体等の都市再生への取組状況
 - ・都市開発事業の施行に関して促進の取組を行っているか
 - ・関連する公共公益施設の整備の促進に努めているか
 - ・その他都市再生の推進に向けた取組を行っているか
3. 都市再生特別措置法に基づいた特例の措置の活用状況
 - ・都市再生特別地区を定め、容積率緩和等の措置を取っているか *17地域で活用*
 - ・都市再生安全確保計画を策定しているか *11地域で策定*
 - ・歩行者経路協定を締結しているか *1地域で締結*